

那覇文化芸術劇場なはーとにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和3年10月30日

1. 感染防止のための基本的な考え方

当劇場では、感染状況を踏まえ国、県において示される対応指針等に基づき、予定される公演等の規模や内容等を十分に踏まえ、公演主催者と相互に協力・連携しつつ、役割を分担し、従事者（該施設の管理・運営に従事する者）、公演関係者（公演の開催に携わる出演者及びスタッフ）、来場者（公演を鑑賞等するために施設に来場する者）への感染を防止するため、必要となる措置を効果的に講じる。

(2) 「三つの密」の回避

特に、密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）感染を拡大させるリスクが高くなる以下の3つの条件（いわゆる「三つの密」）について、注意すべき要素・リスクが存在することから、各箇所において「密」の条件が重なる環境の発生を防止する。なお、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれについても派生を防止することに取り組む。

(3) リスク評価

新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）について、従事者、公演主催者及び関係者、来場者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が想定される公演については、集客施設としてのリスク（③）及び地域における感染状況のリスク（④）も考慮する。

また、それらの全国的な移動を伴う大規模な公演、または来場者が1,000人を超える公演については、県に事前に相談するとともに、県において示される対応指針等とリスク評価（③④）に基づき、実施の可否や開催方法等について、公演主催者と協議する。公演や催物等を中止すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者等に対してその旨を周知する。貸劇場公演 主催者等に対して、当該判断に基づき公演や催物等の自粛を要請する。

① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価し、高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、券売機 等）には特に注意する。

② 飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、公演の態様と人と人との距離や位置、方向等を踏まえ、施設内及び会場内で、公演関係者相互、公演関係者（特に出演者）と来場者、来場者相互、施設従事者と来場者等の各間において、舞台上の発声、対面での長時間の会話、大声での呼びかけ、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価する。

③ 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が一定程度確保できるかどうか等について、公演内容やこれまでの施設の来場実績等に鑑み、評価する。

④ 地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

当劇場は、国及び県による新型コロナウイルス感染拡大防止等の関連通知・要請等に準ずるものとし、公共施設の閉館等に関する通知・要請があった場合には、閉館することがある。

2. 劇場及び公演主催者その他来場者に求められる基本的な感染防止策

劇場は、公演主催者と協力・連携し、施設や公演に関わるすべての主体に対し、以下の基本となる感染防止策を周知するとともに必要となる措置を講じる。以後のすべての感染防止策は、ワクチン接種の有無に関わらず行うものとする。

- ・正しいマスクの常時着用
- ・手指の消毒や手洗いの徹底
- ・大声を出さない、咳エチケット
- ・相互の社会的距離の確保
- ・換気の励行（従事者、公演関係者等）
- ・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限
- ・接触確認アプリ「COCOA」や「RICCA」の活用
- ・検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる。
- ・咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
- ・PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等

3. 当劇場が講ずる具体的な感染防止策

(1) 来場者に向けたホームページなどによる事前周知等

- ・発熱時や体調不良時の来館控え
- ・来館時のマスク常時着用
- ・施設内での会話の抑制、咳エチケット
- ・入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- ・施設内での社会的距離の確保
- ・接触確認アプリ「COCOA」や「RICCA」の活用

(2) 施設内での具体的な感染防止策

① 接触感染防止策

リスク評価①を踏まえて、不特定多数が触れる場所を消毒するとともに、手指消毒や手洗いの励行を行う。

施設の出入口と共用部分（トイレ等）の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置する。

トイレでは、個人のハンカチ、ペーパータオル等を使うようにする。

② 飛沫感染防止策

リスク評価②を踏まえて、社会的距離を確保するとともに、会話等のお控えください。

来館者にマスク着用を促し、マスクを着用していない場合は注意等を行いマスクの着用にご協力いただく。

施設内では、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を行う。

対面で接する貸館受付窓口や販売窓口等には、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置する。

(3) その他、施設内での感染防止策

その他、共用ロビー等は、十分な間隔（最低1m）を空けた利用を促す。

4. 公演主催者に協力を求める具体的な感染防止策

公演主催者が講じるべき具体的な感染防止策は、前記の基本的な感染防止策を踏まえるとともに、施設利用以前の練習や稽古段階より生じること、個々の公演の内容等によりその必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインも参照すること。

当該公演主催者がこのような必要な措置を講じていないと認められる場合、当該主催者に対し、必要な措置を講ずるよう要請する。

(1) 事前調整

- ・公演主催者は、施設に利用申込みを行う時点、若しくは公演概要を検討する

時点で、事前に感染拡大のリスクを踏まえ、以下を含む必要とされる実施概要について協議すること。

- ・予定されている公演におけるガイドラインを踏まえた防止策について、主催者で必要物品を用意し、具体的な個々の措置を講じること。
- ・仕込み・リハーサル・撤去において余裕あるスケジュールを設定すること。
- ・休憩時間や入退場時間は余裕を持った設定を行うこと。
- ・来場者が多数になることが見込まれる公演については、県において示された対応指針等に基づいて、実施の可否及び実施する際の必要となる感染予防策について対応を検討する。

(2) 客席等の配席（収容率）

- ・客席の最前列席は舞台上の発生等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、最低でも水平距離で2m以上を設けること。
- ・当劇場における収容人数については、国及び県による新型コロナウイルス感染拡大防止等の関連通知・要請等に準ずるものとする。

令和3年10月現在は、来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演については、必要となる感染防止対策を総合的に講じた上で、収容定員までの配席数（収容率100%以内。客席の最前列席については舞台前から2m以上の水平距離を確保すること。）とすることが可能。

- ・上記以外の公演については、正しいマスク着用と発声の抑制の周知及び事業者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じた上で、原則として収容率を50%以内とする。（異なるグループ間では座席を1席（立席の場合は1m）空けますが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔をあける措置は不要。すなわち、収容率は50%を超える場合もあり得る。）

- ・また、沖縄県の要請により開館時間を20時までとする。
- ・その他の施設の収容率は、国及び県による新型コロナウイルス感染拡大防止等の関連通知・要請等に準ずるものとし、現在は50%とする。

(3) 公演関係者に関する感染防止策

- ・公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めること。
- ・公演時の出演者を除き、施設内では正しいマスク着用を原則とし、公演前後の手指消毒を徹底すること。
- ・楽屋、控室、稽古場等でも不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること。

また、楽屋は密にならないようにするとともに換気を行うこと。

- ・舞台袖、舞台裏、楽屋などの狭いスペースでの待機時や、喫煙スペースや洗

面スペースや飲食周りなどマスクを外しての利用に際し、各場所に応じた定員制限や会話の抑制等を徹底すること。

- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を控えること。
- ・その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずること。

(4) 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温の要請とともに、来場を控えてもらうケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう対応策を講じること。
- ・来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じること。
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離（最低1m）の間隔を保持すること。
- ・公演後の出待ちや面会等は控えること。
- ・来場者の氏名及び緊急連絡先の把握すること。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。
- ・配慮が求められる来場者、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討こと。

(5) 会場内での感染防止策

① 接触感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行うこと。また、公演後には場内の消毒を行うこと。
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置し、入退場時の利用を周知すること。また、不足が生じないように定期的な点検も行うこと。
- ・物品を介した接触感染を防止のため、入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）等を検討すること。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避け、避けられない場合には手袋の着用を徹底すること。
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えること。
- ・プレゼントや差し入れ等も控えること。
- ・機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を避けること。
- ・来場者や関係者等、それぞれの立入り可能エリアを限定（来場者が楽屋エリ

ア等に立ち入ること等を制限) すること。

② 飛沫感染防止策

・休憩時間や入退場時にも会話の抑制を促し、密集が発生しないように対策を講じること。また、大声を出すものがいた場合は、個別に注意等を行うこと。

【公演関係者（特に出演者）⇔来場者間の感染防止策】

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求め、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は控えること。
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔（最低1m）を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用すること。
- ・来場者と接する窓口（招待受付、当日券窓口）等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽すること。

【来場者⇔来場者間の感染防止策】

- ・施設内ではワクチン接種の有無に関わらずマスク着用を必須とし、未着用来場者に対しては配布や販売等や、個別に注意等を行うことにより着用を徹底すること。
- ・休憩時間や入退場時間は、会場の収容人数や収容率、入退場経路等を考慮し、余裕ある時間を設けるよう努めること。
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ロビー等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促すこと。
- ・休憩時間のトイレやバーカウンター等では、ロビー等の広さを踏まえて、十分な間隔（最低1m）を空けた整列を促すこと。

(6) その他、物販等

- ・現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨します。
- ・物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールド等を着用すること。
- ・多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと。
- ・オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わないこと。

7. 感染拡大への防止策

- ・公演主催者は、感染者が発生した場合に備え、速やかに対応が図れるよう、那覇市保健所との連絡体制を整える。また、発生の際には保健所等による聞き

取りに必要な情報を提供や、保健所の判断による消毒命令には必要箇所の消毒を行う。

- ・公演主催者は、感染が疑われる者がいた場合は速やかに当劇場に連絡し、対応を協議すること。

- ・公演主催者は公演関係者及び来場者等について、氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持すること。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

- ・なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄すること。

- ・また、発生した感染者等（含む同居者等。）の情報は要配慮個人情報となるため、その取扱いに十分注意すること。